破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３８３号
千葉市若葉区高品町246番地
破産者　田所　雅美
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０号
長崎県西海市大島町1894番地１
破産者　有限会社雪印牛乳大崎センター
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１３９号
山形県鶴岡市下清水字内田元72番地43
破産者　株式会社興和製作所
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１３９１号
千葉市中央区稲荷町１丁目７番14号
破産者　有限会社青山建設
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０５号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区34棟308号
破産者　内山国由基
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７５号
奈良県北葛城郡上牧町米山台２丁目10番17―１号
破産者　株式会社ディア
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０５１号
千葉県市川市塩焼１丁目10番21号ノーリーズン201号
破産者　小林　文男
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１２号
千葉市緑区誉田町１丁目779番地１　パークハウスイマイＶ４―301号
破産者　岡本　　尊
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７８号
千葉市稲毛区園生町491番地２　東急ドエル・アルス稲毛園生町306号
破産者　高橋真紀子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３５号
千葉市中央区都町１丁目54番20ウェルズ21千葉東パート１Ａ号
破産者　株式会社ＯＵＴＬＩＶＥ
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６７号
千葉県市川市大和田４丁目７番18号
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第２９号
長野県松本市深志２丁目９番１号
破産者　株式会社アメニティートゥエンティワン
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７６４号
名古屋市中川区大畑町２丁目84番地
破産者　有限会社ハラケン
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９９０号
名古屋市中区大須３丁目43番４号
破産者　ヤマヨ洋服株式会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１８号
愛知県海部郡大治町大字花常字堀之内境14番地
破産者　有限会社井原土木
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３８号
名古屋市東区葵１丁目25番１号ニッシンビル
破産者　株式会社創企
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１８号
京都府宮津市字獅子崎144番地の68
破産者　プリアコール株式会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
大阪市住吉区長居２丁目13番13号
破産者　株式会社吉野屋
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８号
大阪府阪南市下出546番地の９　302号、前住所大阪府阪南市尾崎町１丁目23番16号
破産者　根来日出晴
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
高知市井口町34番地２
破産者　朝日建鉄株式会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１５号
北海道名寄市大通北２丁目11番地１
破産者　有限会社おおいけ
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部